



そこが知りたい！

## 国際税務ニュースレター

### 今回のテーマ： 米国法人買収スキームにおけるみなし資産譲渡

M&A による海外投資を行うにあたり、現地の税制による規制や買収スキームによるタックスメリット等を考慮し、企業グループ全体の価値を高めていくタックスプランニングを実施することが重要になります。M&A の際は、通常、買収後の税引後キャッシュフローを最大化するために、買収スキームだけでなく、合併や資産交換など様々な手法が検討されますが、買収スキームにおいては、大きく分けて事業譲渡と株式譲渡に区分することができます。

米国税務では、事業譲渡、株式譲渡のほか、みなし資産譲渡（内国歳入法 Sec. 338）を選択することができます。

#### 事業譲渡におけるメリットデメリット

事業譲渡は、対象会社の売却資産は時価で譲渡したものとされ、総買収価格はまず、既存の各資産が時価を反映するように按分され、各資産は新しい税務簿価で認識されます。移転資産に含み益があれば、税務簿価のいわゆるステップ・アップとなります。さらに、総買収価格を各資産に按分した後の余剰額は税務上ののれんとして認識されることとなります。

従って、買収後に各資産の売却や減価償却、減耗償却を通じて、各資産に分配された買収価格は損金算入されることとなります。さらに、税務上ののれんについても、米国では税務上 15 年間の均等償却により損金算入が可能となっています。

上記の通り、買手においては時価評価に基づく償却費用を計上できるため、買収後の課税所得を圧縮できます。特に、企業買収の際には営業権の取得が大きな割合を占めることが多いため、その金額を 15 年で償却できるメリットは買手にとって大きな税務上のメリットとなることが多いです。しかし、一方で、売手側で資産譲渡益に課税されるというデメリットがあります。また、企業買収全体でみると特に法務的な側面において、許認可など権利関係の移転に係る制限や契約ごとに変更手続きが生じるなど手続きの煩雑さが生じる側面があります。

#### 株式譲渡におけるメリットデメリット

事業譲渡の場合に比べて株式買収の場合は、買手にとって登記の簡便さや、既存の権利関係に影響を及ぼすことが殆んどないため、実際の企業買収の場面では、株式譲渡スキームが取られることが最も一般的です。

税務面からみると、買収対象会社の株式の移転のみであるため、買収対象会社の資産のステップ・アップは行われません。従って、株式の取得原価は株式を売却するか、株式が無価値となるまでは損金化できないこととなります。

さらに、株式買収の場合、内国歳入法 Sec.382 により、株主変動に伴い買収対象会社が有する繰越欠損金の使用等に制限がかかる場合があります。留意が必要となります。

#### Sec.338 の選択

内国歳入法 Sec.338 に規定するみなし資産買収は、一定の要件を満たす場合に、選択により私法上は株式買収であっても、税務上は株式譲渡日において買収対象会社（旧）が資産を買収対象会社（新）へ譲渡し、買収対象会社（新）はその資産を株式譲渡日の翌日に購入したものと擬制して取り扱うという制度です。従って、買手は買収対象会社（新）が購入したとみなされた資産について税務上の簿価のステップ・アップや税務上ののれんの認識が可能となり、事業譲渡と同様に早期の損金算入が可

能となり、買手には事業譲渡と株式譲渡双方のメリットをもたらすものです。Sec.338 の選択には、Sec.338(g)の選択と Sec.338(h)(10)の特例の選択があります。

## 1. Sec.338(g)の選択

Sec.338(g)の選択は、買手が単独で行うことが可能です。前途の通り、買手に対する課税関係の変化が生じる一方で、売手の課税関係には影響を及ぼさないため、売手株主では通常の株式譲渡の際と同様に譲渡損益を認識する必要があります。また、買収対象会社では資産譲渡があったものとして、事業譲渡と同様の譲渡損益を認識することとなり、2段階課税となります。従って、Sec.338(g)が選択されるのは買収対象会社に資産の含み益を相殺しうる繰越欠損金がある、又は、買収対象会社の租税属性を一掃したいなど、特定の理由や条件が揃った場合に限られるという側面がありました。

## 2. Sec.338(h)(10)の特例の選択

Sec. 338(h)(10)は、みなし資産買収を選択した際に、売手の株式売却を無視することによって、売手株主に対する課税を回避し、買収対象会社に対する1段階課税で買収対象会社の資産のステップ・アップを認める規定となっています。買収対象会社（旧）は、資産売却損益を認識後、非課税清算されます。買収対象会社（旧）が有していた繰越欠損金や当期の損金等は、みなし資産売却益との相殺が可能です。さらに、買収対象会社（旧）の繰越欠損等の利用できなかった税務上の属性は、非課税清算により旧株主に移行します。

Sec. 338(h)(10)は、Sec.338 の特例と位置付けられている規定ですが、Sec.338(g)の2段階課税というハードルを緩和するため、Sec.338(g)よりも一般的に用いられる手法となっています。

Sec. 338(h)(10)の選択の要件は主に次の通りです。

- ① 買手が法人であること
- ② 買収対象会社は、次のいずれかに該当すること
  - (ア) 連結納税申告書を提出する関連法人グループのメンバーである（連結親会社ではなく子会社である）
  - (イ) 連結申告書を提出しない関連法人グループのメンバーである
  - (ウ) S-corporation である
- ③ 適格株式取得（12 か月の取得期間内に、買収対象会社の議決権総数及び価値のそれぞれ 80%以上を購入）に該当すること
- ④ 売手と買手が共同で選択すること
- ⑤ 一定の書類を、株式取得日を含む月の翌月から 9 か月目の 15 日までに IRS に提出すること

Sec. 338(h)(10)の選択は、Sec.338(g)と違い「売手と買手が共同で選択すること」が要求されるため、必ず売手との交渉が必要となります。

## お見逃しなく！

場合によっては、Sec. 338(h)(10)の選択をしない方がトータルコストとして有利に働くケースが存在します。また、買収スキームの選定には、上記のほか、間接税や州税などその他の税目についても検討が必要となるほか、買収資金の調達手法による影響など総合的な判断が必要となります。